

本人確認書類提出用紙（行政機関提出用）

税務署に確定申告書を提出する場合には、個人番号（マイナンバー）の記載とともに本人確認書類の写しが必要となります。

本人確認書類とは、

I）個人番号確認書類

II）身元確認書類 です。

青色申告会にご来会の際は、必ずこの用紙に必要な書類を貼付してご持参願います。

申告者 氏名	
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
住所	

I）個人番号確認書類

個人番号（マイナンバー）が記載されているカードをコピーしたものを枠内に貼付してください。

個人番号（マイナンバー）が記載されている住民票のコピーを提出する場合は、“住民票（写）を貼付”の□にチェック印を記入して裏面に貼付してご提出ください。

↓個人番号確認書類貼付欄

個人番号確認書類をこの欄に貼付します。

個人番号（12桁）が記載されている面をコピーして貼付してください。

通知カード または 個人番号カード

住民票（写）を貼付

II）身元確認書類

下記の【身元確認書類】を参考に、ご本人の身元確認書類のコピーを枠内に貼付してください。「顔写真付き」身元確認書類は1種類、「顔写真なし」身元確認書類は2種類必要です。枠内に収まらないサイズの書類のコピーをご提出頂く場合、本書の裏面にコピーした書類を貼付してご提出ください。

【身元確認書類の例】

- ①氏名、生年月日記載の「顔写真付き」身元確認書類
 - ◆個人番号カード（表面）
 - ◆運転免許証、顔写真付き健康保険証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード
 - ◆顔写真付き学生証、写真付き資格証明書
- ②上記書類が困難な場合、次のいずれか2種類の書類
 - ◆国民健康保険証、写真なし健康保険証、船員保険証、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳
 - ◆児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
 - ◆印鑑登録証明書、戸籍の付表写し（謄本または抄本可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳
 - ◆写真無し学生証
- ③身元確認書類に氏名や住所の変更がある場合
 - ◆運転免許証の裏面に更新情報がある場合などは、変更前と変更後の情報がわかる書類（運転免許証は表面と裏面）を貼付してください。

↓個人番号確認書類貼付欄

この位置【こちらが上↑】に、

- ・個人番号カード（顔写真付き）
- ・運転免許証
- ・その他、顔写真付き身元確認書類

のコピーを貼付します。

別途、書類のコピーを貼付される際は裏面に貼付してください。

身元確認書類貼付欄

表面貼付欄で収まらないサイズ書類のコピーを貼付します。